

甲斐市通学路交通安全プログラム

=通学路の安全確保に関する取り組みの方針=

平成 26 年 4 月

甲斐市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきた。

これを機会に、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、「甲斐市通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていく。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、次の団体をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置し、本プログラムは、この会議で議論し、策定する。

- ・甲斐市教育委員会教育総務課
- ・甲斐市建設産業部建設課
- ・韮崎警察署交通課
- ・山梨県中北建設事務所道路課
- ・甲斐市生活環境部市民活動支援課
- ・甲斐市教頭会
- ・国土交通省甲府河川国道事務所交通対策課

3 取り組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図る。

これらの取り組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 点検の実施

学校での点検体制

- ・小学校ごとに先生、保護者、自治会等が参加した通学路の点検を行い、危険箇所の報告を通学路安全推進会議に行う。

合同点検の体制

- ・小学校が行った通学路危険箇所の報告を受け、通学路安全推進会議において、合同点検を実施する。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策及び交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握と報告

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が出ているかを小学校において検証する。

調査した結果を、通学路安全推進会議に速やかに報告する。

(6) 対策の改善と充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善及び充実を図る。

4 箇所一覧表等の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」等を作成し、甲斐市ホームページで公表する。